

第3回 徳島県耐震改修促進計画検討委員会資料

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(1) 特定建築物の目標

→素案P13 第3章2. (2)

特定建築物のうち「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、より迅速な建物の耐震化を図る必要があることから、**耐震化率100%**となるよう引き続き取り組んでいきます。

(単位：棟)

建物用途	棟数	耐震性あり		耐震化率 (%)
		1981年 以前	1982年 以降	
学校	506	233	272	99.8%
病院	237	12	201	89.9%
庁舎	101	27	63	89.1%
公営住宅	352	153	177	93.8%

表3-2-2：特定建築物のうち4用途の耐震化の現状（令和2年度末）

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(2) 特定建築物の耐震化を図るための取組

○防災拠点建築物

→素案P18 第4章1.(2)

県では、市町村の地域防災計画において、地震発生時に緊急性が高く代替施設がない施設（庁舎、消防本部、診療所）及び地震・津波時の避難所として位置づけられている施設（令和3年度末時点）すべて（既存耐震不適格建築物に限る）を、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）として指定し、地震時における応急対策活動の中心となる施設等の耐震性の確保を図ります。

なお、その耐震診断結果の報告期限は、「令和6年3月31日」（すでに指定済みで別途期限を定めた施設はこの限りではない）とします。



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(2) 特定建築物の耐震化を図るための取組

○緊急輸送路沿道建築物

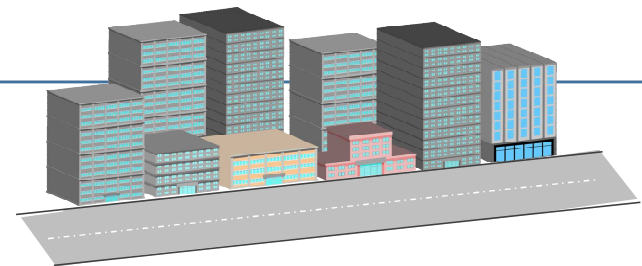
→素案P19 第4章1.(2)

緊急輸送道路は、災害発生時の救急救命、消火活動、物資輸送、復旧復興の大動脈であり、沿道にある建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、県民の生命と財産を守るために極めて重要です。

(中略)

国道11号、国道32号、国道55号（「大林北交差点」から「津乃峰東分交差点」までの間は、「県道130号線大林津乃峰線」が対象）、国道192号、国道193号を、同法第5条第3項第2号に基づく緊急輸送道路（耐震診断義務化路線）として指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断の義務付けを行っています。

令和3年3月31日までに所管行政庁に報告がなかった建築物の所有者に対しては、耐震化の必要性や支援制度について周知徹底し、**速やかに報告を求めています。**



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(3)住宅の目標

→素案P17 第3章3.(3)

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要がありますが、各世帯における様々な事情から耐震化が実施できない状況も浮彫となってきました。

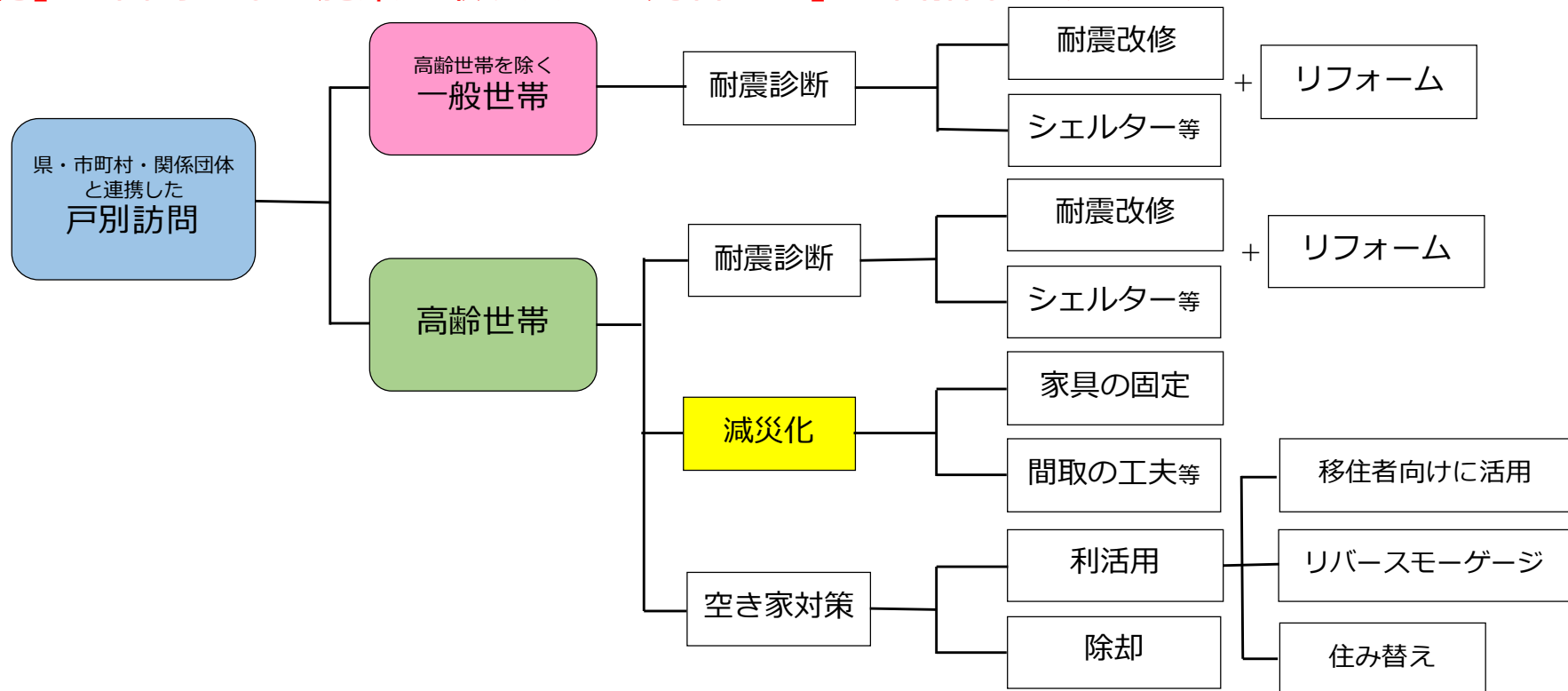
こうしたことから、県では、高齢世帯など事情のある方々に限っては「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取組を推進していきます

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(4) 住宅の耐震化を図るための取組

→素案P22 第4章2. (1)

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から高齢者をはじめ全ての方の命を守るために、被害を軽減する「減災化」の視点も重要であると考えます。そのため、耐震改修の促進を前提に、事情のある高齢世帯の住宅などに対しての「減災化」を目的とした施策も取り入れ「死者ゼロ」を目指します。



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(5) 命を守る取組

→素案P22 第4章2. (2)

ア. 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された住宅で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増やすための耐震改修工事を実施することが必要です。

しかしながら、一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、実情に合った耐震改修方法を提案します。

【対象】 全ての世帯



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(5) 命を守る取組

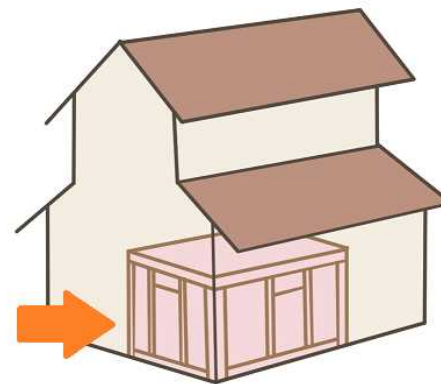
→素案P22 第4章2. (2)

イ. 命を守る住まいの補強

住宅の所有者の生活環境や経済的な理由等で、大がかりな耐震改修工事が出来ない場合は、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

【対象】 全ての世帯



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(5) 命を守る取組

→素案P23 第4章2. (2)

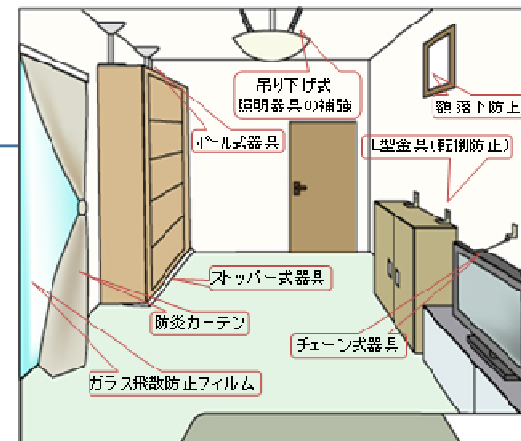
ウ. 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

後継者がいないことなどを理由に耐震化を諦めている高齢世帯等に対しては、地震被害を最小限に抑え、最低限でも安全性を確保するため、**家具類の転倒防止対策や安全な家具の普及啓発を実施します。**

(中略)

また、南海トラフ巨大地震の津波予測では、早いところで地震後約28分で最大波に到達する地点もあり、避難経路を確保し最低限でも安全性を確保することも重要です。このため、つぎのような家具類の転倒防止対策を普及啓発していきます。

【対象】 高齢世帯や築年数が古く耐震性が著しく低い住宅等耐震化が困難な世帯



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

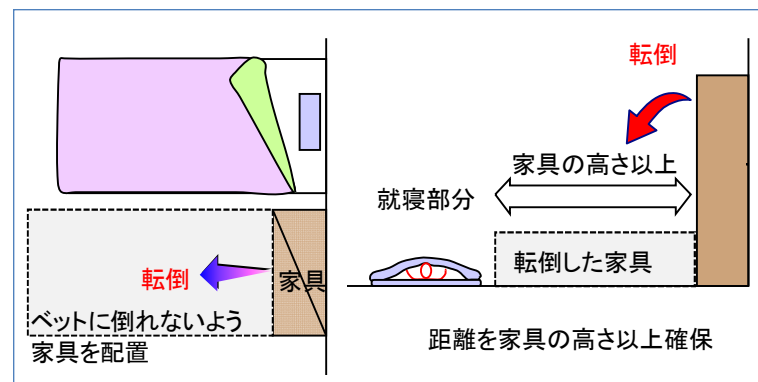
(5) 命を守る取組

→素案P24 第4章2. (2)

工. 地震時の被害を最小限にする簡易対策

高齢者は寝室に居る時間が長く、寝ているときは地震の揺れに気が付くまでに時間がかかります。また、無防備な状態であるため、最低限の安全性を確保するため、**避難対策も含めて寝室の家具の配置の工夫などの簡易対策を促進**します。

【対象】 高齢世帯や築年数が古く耐震性が著しく低い住宅等耐震化が困難な世帯
(特に、介護が必要な高齢世帯)



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(5) 命を守る取組

→素案P5第4章2. (2)

オ. 平時の見守りも含めた耐震対策

単身高齢世帯が増加している中、同居家族が居ないことにより、在宅時の転倒や急病時に処置の遅れや孤独死のリスクも負うこととなります。このような状況の中、近年、ICT機器を活用した見守りの選択肢も広がりつつあり、**スマート化工事（※1）（支援制度）**を動機づけに後継者世帯を通じて実家の耐震改修が期待できます。このため、**後継者に対する実家の「耐震化・減災化の重要性」や「支援制度」の周知**など、戸別訪問による普及啓発に努め、耐震化を促進します。

【対象】 離れて暮らす後継者がいる高齢世帯

※1 スマート化工事（うち見守り（離れた家族が使用状況をスマートホンで確認など）の例

- ：見守り機能付きトイレ
- 見守り機能付きお風呂
- 見守りセンサー
- 遠隔操作機能付き給湯器



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(6) 情報提供と普及啓発

→素案P27 第4章2. (3)

イ. 戸別訪問による普及啓発

市町村や関係団体と連携して、対象となる住宅を戸別訪問し、耐震化・減災化に関する技術的アドバイス、支援制度や申請手続きの説明などを行うことで、住宅所有者への情報提供と意識啓発に努めます。

エ. あらゆる場面を通じた普及啓発

介護支援を受けている方には地域包括支援センターや地域のケアマネジャー（介護支援専門員）を通じた普及啓発、子育て世帯には子どもの防災教育を通じた普及啓発等、あらゆる場面を通じて普及啓発に努めます。

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(7)リフォームのタイミングに併せた耐震化への誘導

→素案P28 第4章2. (5)

近年の住宅を取り巻く環境として、高齢者や子どもの見守り、外出先からの状況確認、宅配業者の再配達による環境負荷軽減、WITHコロナ時代に対応した非接触対策など、ライフスタイルの多様化に伴う課題も生じており、住環境の改善や少子・高齢化社会への対策が急務となっています。

こうした社会的課題を、IoTの活用によって住まいの側から解決するため、県では、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）を活用した設備を住宅に設置する「住まいのスマート化」への支援を実施しています。「**住まいのスマート化**」をひとつの動機付けとして、**リフォームと併せた木造住宅の耐震化を促す**ことで、より一層の耐震化・減災化に努めます。



1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(8) 空き家施策との連携

→素案P31 第5章1.(2)

ア 活用

良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、**空き家に対しても耐震化の支援**を行います。

また、現在、居住されている住宅についても市町村と連携し、

- ・ **空き家になる前から意思表示してもらうことで有効活用が可能な事前登録制度の活用**
 - ・ **リバースモーゲージを活用した耐震化や子育て世帯への借家活用**
 - ・ **高齢世帯の住み替え先の新たな受け皿づくりを検討し、耐震化して移住者が利活用できる環境整備**
- など、空き家とならないよう取り組んでいきます。

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(9) 体制づくり・役割分担

→素案P35 第6章2. (2)(3)(4)

(2) 関係団体との連携

建築士や大工などの設計・施工に携わる方々で構成される建築士会や建築士事務所協会、建設労働者による組合をはじめ、勤労者に良好な居住環境をもつ住宅を供給してきた住宅供給公社などの建築関係団体と連携協力のもと、戸別訪問や各種イベントでの相談会などを利用して「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

(3) 自主防災組織等との連携

(中略)

また、建築物等の耐震化を地域全体の問題と捉え、自主防災組織と連携・協力のもと住宅の耐震化・減災化や避難路の危険ブロック塀の解消に努めるとともに、耐震出前講座を開催し「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

(4) 福祉部局との連携

手すりの取り付けや段差解消など高齢者の住宅改修支援を行っている市町村、介護保険を活用した住宅改修の相談に応じる場面のある地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）を通じて、「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」、「建築関係の相談窓口」などを周知する等、地域の高齢者保険福祉施策を進める福祉部局とも連携を図っていきます。

1. 徳島県耐震改修促進計画の素案について

(10) 今後のスケジュール

2月8日 第3回検討委員会 素案提示

2月 委員会意見照会
素案修正、関係各課意見照会

3月 2月議会付託委員会で素案報告
パブリックコメント

4月 意見とりまとめ
計画案作成

5月 第4回検討委員会

6月 6月議会で計画案報告
計画改定